

静岡県告示第672号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和6年10月25日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 解除に係る保安林の所在場所
駿東郡小山町湯船字湯船原1236の11、1236の12
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
河川管理施設用地とするため